

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年5月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400449 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500011 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月 1 日から昭和 50 年 11 月 1 日まで
② 昭和 50 年 12 月 1 日から昭和 53 年 1 月 1 日まで

請求期間①は A 社、請求期間②は B 社において仕事をしていたが、当該各期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、当時の住宅地図によると、請求者が記憶する場所に「A 社 C 氏」が所在していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、請求者が名前を挙げた A 社の事業主及び同僚について特定することができず、これらの者から請求者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者が名前を挙げた同僚は、請求者が昭和 50 年から昭和 52 年までの期間に B 社で勤務し、作業に従事していた旨回答している。

しかしながら、B 社の現在の事業主は、請求期間②当時の資料はなく、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明だが、請求期間②当時、同事業所の従業員は、厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

また、B 社の請求期間②当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。